

特定非営利活動法人日本デフバスケットボール協会
2018年度定期総会 議事録

1. 日 時 2019年3月30日（土）19時00分から21時00分まで
2. 場 所 葛飾区水元総合スポーツセンター 2F 水元・西水元地区センターホールA・B
3. 出席者数 正会員総数168名のうち、87名出席
(うち書面表決者5名、表決委任者55名)
4. 審議事項 第1号議案 平成30年度事業報告
第2号議案 平成30年度会計報告
第3号議案 平成31年度事業計画
第4号議案 平成31年度会計予算
第5号議案 定款変更
第6号議案 役員改選
5. 議事の経過の概要及び議決の結果

監事から定款第27条の定めにより総会成立の要件を満たしている旨の報告があり、定款第15条に基づき、理事長の藤岡美鈴氏が議長の任につき、開会を宣言した。

議事録署名人について、早川倫夫氏及び三宅浩史氏を選任したい旨を諮ったところ、全員異議なく承認し、両名もこれを承諾した。

審議事項

1. 第1号議案 平成30年度事業報告
2. 第2号議案 平成30年度会計報告
上記2本案について議長が詳細を説明し、監事より業務・会計監査の完了の報告がなされた。続いて質疑応答が行われたのち、これを議場に諮ったところ、出席会員の議決権の過半数以上の賛成をもって承認可決された。
3. 第3号議案 平成31年度事業計画
4. 第4号議案 平成31年度会計予算
上記2本案について総会終了時間が迫ったため、審議は他日に延期とした。
5. 第5号議案 定款変更
本案について議長が詳細を説明し、続いて質疑応答が行われたのち、これを議場に諮ったところ、出席会員の議決権の過半数以上の賛成をもって承認可決された。
6. 第6号議案 役員改選
本案について議長が詳細を説明し、続いて質疑応答が行われたのち、これを議場に諮ったところ、出席会員の議決権の過半数以上の賛成をもって承認可決された。

議長は、以上をもって平成30年度定期総会を終了した旨を述べ、閉会を宣言した。

以上、この議事録が正確であることを証明します。

平成31年3月30日

議長

藤岡 美鈴

印

議事録署名人

三宅 浩史

印

同

早川 倫夫

印

以上

2018年度定期総会 議事録（質疑応答）

1. 第1号議案 平成30年度事業報告

2. 第2号議案 平成30年度会計報告

Q：昨年2017年度の決算書と正味財産額が約240万違うが何故か。

A：2017年中に新会計システムを導入した際に、設定した勘定科目の体系に一部誤りがあった（BSとPLの間で一部が入り繰り）。本年度決算作業の際に発覚し、修正を行った。そのため誤差が生じ、2017年度決算書の正味財産額の方が誤り。

Q：なぜ気付いた時点で会員へ報告がなかったか。

A：2017年度の修正に対してまだ整理の途中のため。提出済の過去決算書に対しどういう対応が必要になるか所轄庁とも相談し改めて報告したい。

Q：U21のためのクラウドファンディングを行ったと思う。収入の内訳を知りたい。

A：385,280円のご支援をいただいた。全てU21デフバスケ事業に使わせていただいた。

Q：2018年度活動計算書で、雑費が400万近くあるが、内訳は何か。

A：ほぼが、男女強化事業で計上されている2018年7月にアメリカにて開催されたU21大会へのエントリー料。送金時レートにより多少の差があるが、男子エントリー194万、女子エントリー204万、他は現地の洗濯代等。

Q：U21日本代表の自己負担額5万円について、なぜ集め、何に使ったかを知りたい。また、協会で話し合ったとのことだが話し合ったか。

A：資料を確認して展開する。主にメール上で話し合った。一部未精算がありU21大会派遣事業の決算がまだ締まらないため、近日中に処理しJPCへの事業報告が出来次第、決算書を保護者の方へ展開したい。

Q：協会で話し合ったやり方がメールとのことだが、それは話し合ったとは言わないと思う。理事会を開き、話し合ったことや決定したこと議事録に残し、NPO法人なので公開する必要がある。メールでの話し合いを行うなら、きちんと理事全員が理解して把握して共有すべきだと思う。

A：承知した。

Q：2018年度賃借対照表で、未払金が348万あるが内訳を知りたい。

A：ほぼがU21デフバスケ世界選手権の渡航費の未払残高。分割払いしており、残り1回の分の金額。残りは一般事業の方で、競技大会の交通費などの立替金を、年度を超えて精算したため。

3. 第5号議案 定款変更

Q：業務効率化を目指し東京都に置くとなっているが、今後は関東在住の人を優先的に理事選出するのか？

A：関東在住かどうかは理事選出の基準にはしない。

Q：定款変更の効力発生日が総会実施日の日付となっているが、定款変更届を所轄庁へ提出して初めて効力が発生するのではないか

A：定款変更を所轄庁へ提出するためには総会で承認を取る必要があり、承認が下りた日を効力発生日としている。

4. 第6号議案 役員改選

Q：監事はどうなっているか？

A：去年選出され、残り1年の任期があるため。今回は理事の改選のみ。

以上